

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: 障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立信楽学園	
2	施設の概要	敷地面積 10,351.73 m ² 延床面積 4,161.73 m ² 施設構造 管理棟(鉄筋コンクリート造2階建)等 22棟	
		施設内容 (所在地) 滋賀県甲賀市信楽町神山470 (設置目的) 児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設として、児童の適性に応じて、生活面の自立支援、職業支援活動、職場実習等の社会生活力の向上への取組等により、独立自活に必要な知識技能の習得を支援することを目的とする。 (設置年月) 昭和27年4月	
3	募集概要	募集方法	公募
		募集要項配布期間	令和2年9月4日 ～ 令和2年10月9日
		申請受付期間	令和2年9月4日 ～ 令和2年10月9日
		指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日 (3年間)
		管理業務内容	(1) 児童福祉法第42条に規定する福祉型障害児入所施設として、知的障害や発達障害(自閉症スペクトラム等を含む。)のある児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする業務 (2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた児童の保護者との利用契約または児童福祉法第21条の6の規定に基づく市町の委託により障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 (3) 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行っていただく業務 (4) 関係機関や団体等との連携強化に努め、入所中のみならず入所退所前後の支援の強化を図る業務 (5) 信楽学園の設置目的に鑑み、必要な職員配置を行うこと
		管理料参考額	300,990,000円 (消費税および地方消費税を含む。)
4	応募状況	申請者	
		所在地	グループの構成 (グループ申請の場合)
		近江八幡市安土町下豊浦 4837 番地 2	社会福祉法人グループ
合計 1 者			
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県 P T A 連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)
		審査基準	別紙参照

審査経過	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月30日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討</p> <p>第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p> <p>第3回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年1月5～8日 (内容) 指定管理募集要件の変更、今後の対応方針</p> <p>第4回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年1月28日 (内容) 申請者からの状況説明、再プレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
指定管理者の候補者	社会福祉法人 グロー																																		
評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="437 678 1433 797"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>6.7/10</td> <td>31.7/45</td> <td>19.5/25</td> <td>11.5/20</td> <td>69.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="437 887 1433 999"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>70</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>62</td> <td>416</td> <td>69.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="437 1077 1433 1171"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>300,990,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>選定基準である①県民の公平な利用の確保、②施設の効用を最大限に発揮させること、③管理に係る経費の縮減、④安定した管理運営能力の4つの基準に基づき採点審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の選定にあたり、指定管理期間を5年から3年に変更したことによる新たな事業計画および申請法人のハラスメント等緊急時への対応、体制を含めた管理能力等について、選定基準により再度の審査を行うため委員会を開催。 選定委員会においては、申請法人より各施設運営計画および訴訟事案を受けての法人内での対応状況等について説明が行われ、委員より法人に対して質疑応答が行われた。委員からは、相談窓口の設置等、ハラスメントに対する法人の取組状況や、理事会と評議員会の関係性などの法人の内部けん制機能のあり方について、確認が行われた。 審査にあたり委員からは、訴訟案件の事実関係が明らかになっていない中で十分な審査を行うことの難しさ、法人のハラスメント対応や内部けん制体制について、意見をいただいたが、選定基準に基づく採点の結果、委員会において基準点と定めた60点を上回った。 選定委員会としては、指定管理を任せることは「了」とするが、「管理を安定して行う能力を有すること」(法人ハラスメント対応や内部けん制体制)については、懸念が残るため、今後の法人の改善状況を見守っていく必要があるという意見が付された。 <p>上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人グロー	6.7/10	31.7/45	19.5/25	11.5/20	69.3/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グロー	68	74	70	68	74	62	416	69.3	申請者	提示額	社会福祉法人グロー	300,990,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																														
社会福祉法人グロー	6.7/10	31.7/45	19.5/25	11.5/20	69.3/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																											
社会福祉法人グロー	68	74	70	68	74	62	416	69.3																											
申請者	提示額																																		
社会福祉法人グロー	300,990,000円																																		
審査結果																																			

別紙<滋賀県立信楽学園 指定管理審査基準>

選定基準 (条例第7条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 (運営方針) (運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書 	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供 (広報等)、情報発信は適切か。 		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、児童福祉や知的障害児・発達障害児支援等に関して専門的技術を確認できているか。 		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		